

第78期中間決算公告

平成22年12月28日

東京都千代田区九段南一丁目3番1号

株式会社 あおぞら銀行

代表取締役社長 プライアン F. プリンス

中間貸借対照表（平成22年9月30日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	153,218	預 金	2,863,911
コールローン	110,000	譲渡性預金	124,310
買入金銭債権	30,957	債 券	340,378
特定取引資産	386,731	コールマネー	101,860
金銭の信託	5,768	債券貸借取引受入担保金	163,920
有価証券	1,361,167	特定取引負債	322,373
貸出金	2,840,032	借 用 金	235,000
外国為替	13,462	外 国 為 替	1
その他資産	111,905	社 債	91,195
有形固定資産	23,423	そ の 他 負 債	151,365
無形固定資産	7,223	未払法人税等	326
債券繰延資産	78	リース債務	1,252
繰延税金資産	35,195	資産除去債務	1,483
支払承諾見返	25,664	その他の負債	148,303
貸倒引当金	△ 101,120	賞与引当金	1,497
投資損失引当金	△ 8,885	退職給付引当金	14,052
資産の部合計	4,994,823	役員退職慰労引当金	196
		オフバランス取引信用リスク引当金	2,271
		支 払 承 諾	25,664
		負債の部合計	4,437,999
		(純資産の部)	
		資 本 金	419,781
		資 本 剩 余 金	33,333
		資 本 準 備 金	33,333
		利 益 剩 余 金	106,756
		利 益 準 備 金	8,529
		その他利益剰余金	98,226
		繰越利益剰余金	98,226
		自 己 株 式	△ 15,650
		株 主 資 本 合 計	544,219
		その他有価証券評価差額金	9,168
		繰延ヘッジ損益	3,436
		評価・換算差額等合計	12,604
		純資産の部合計	556,824
		負債及び純資産の部合計	4,994,823

貸出金のうち金融機関貸付金

164,259百万円

借入金のうち金融機関借入金

31,100百万円

中間損益計算書〔平成22年4月1日から
平成22年9月30日まで〕

(単位：百万円)

科 目	金	額
経 常 収 益		68,071
資 金 運 用 収 益	39,420	
(うち貸出金利息)	(29,410)	
(うち有価証券利息配当金)	(7,270)	
役 務 取 引 等 収 益	5,541	
特 定 取 引 収 益	5,679	
そ の 他 業 務 収 益	15,613	
そ の 他 経 常 収 益	1,816	
経 常 費 用		52,390
資 金 調 達 費 用	16,472	
(うち預金利息)	(11,823)	
(うち債券利息)	(2,578)	
役 務 取 引 等 費 用	503	
特 定 取 引 費 用	8	
そ の 他 業 務 費 用	9,636	
営 業 経 費	19,105	
そ の 他 経 常 費 用	6,664	
経 常 利 益		15,680
特 別 利 益		332
償 却 債 権 取 立 益	332	
特 別 損 失		974
固 定 資 産 処 分 損	62	
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	702	
環 境 対 策 費	208	
税 引 前 中 間 純 利 益		15,038
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		5
法 人 税 等 調 整 額		351
法 人 税 等 合 計		356
中 間 純 利 益		14,681

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益（利息配当金、売却損益及び評価損益）を中間損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、時価法により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、売買目的有価証券（特定取引勘定で保有しているものを除く）については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

ただし、投資事業有限責任組合、民法上の組合及び匿名組合等への出資金については、主として、組合等の直近の事業年度の財務諸表及び事業年度の中間会計期間に係る中間財務諸表に基づいて、組合等の純資産及び純損益を当行の出資持分割合に応じて、資産及び収益・費用として計上しております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。（追加情報）

当中間会計期間末における変動利付国債の時価については、「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」（企業会計基準委員会実務対応報告第25号平成20年10月28日）を考慮し、合理的に算定された価額によっております。これにより、市場価格により評価した場合と比べ、「有価証券」は7,384百万円増加、「繰延税金資産」は3,004百万円減少、「その他有価証券評価差額金」は4,379百万円増加しております。

なお、変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率を用いて割り引くことにより算定しており、国債の利回り及び同利回りのボラティリティが主な価格決定変数であります。

(2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(1)と同じ方法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産の減価償却は、建物については定額法、その他については定率法を採用し、当中間決算日現在の年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物：15年～50年

そ の 他：5年～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産の減価償却は、定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 繰延資産の処理方法

繰延資産は、次のとおり償却しております。

(1) 「債券繰延資産」のうち債券発行費用は債券の償還期間にわたり定額法により償却しております。

(2) 「その他資産」のうち社債発行費については社債の償還期間にわたり定額法により償却しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の償却及び貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり処理しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証等による回収可能見込額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しております。なお、当中間決算日現在、取立不能見込額として直接減額した金額は60,397百万円であります。

現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証等による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認めた額を貸倒引当金として計上しております。ただし、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割り引いた金額と帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した予想損失率に基づき、貸倒引当金を計上しております。ただし、今後の管理に注意を要する債務者と与信額が一定額以上の大口債務者については、キャッシュ・フロー見積法により、予想損失を

見積もり、必要に応じて、予想損失率による引当額に追加して貸倒引当金を計上しております。

なお、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上することとしております。

すべての債権は、内部格付規則及び自己査定基準等に基づき、営業関連部署が債務者区分と整合的な内部格付について常時見直しを実施し、審査部署が承認を行うとともに、営業関連部署及び審査部署から独立した検証部署が、抽出により検証を実施しております。

上記手続きによる中間期末時点の債務者区分に従い、営業関連部署が必要な償却・引当額を算定し、検証部署が償却・引当額の最終算定並びに検証を行っております。

(2) 投資損失引当金

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

(3) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務 その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（9年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(5) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

(6) オフバランス取引信用リスク引当金

オフバランス取引信用リスク引当金は、貸出金に係るコミットメントライン契約等の融資未実行額に係る信用リスクに備えるため、貸出金と同様に自己査定に基づき、予想損失率又は個別の見積もりによる予想損失額を計上しております。

7. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社・子法人等株式及び関連法人等株式を除き、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

8. リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の貸借取引に準じた会計処理によっております。

9. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号平成14年2月13日）に規定する繰延ヘッジによっております。相場変動を相殺するヘッジについてのヘッジ有効性評価の方法については、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号平成14年7月29日）に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建その他有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に、包括ヘッジとして時価ヘッジを適用しております。

(3) 内部取引等

デリバティブ取引のうち特定取引勘定とそれ以外の勘定との間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号及び同報告第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。

10. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

（資産除去債務に関する会計基準）

当中間会計期間から「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日）を適用しております。これにより、経常利益は39百万円減少し、税引前中間純利益は742百万円減少しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は1,469百万円であります。

表示方法の変更

(中間貸借対照表関係)

当中間会計期間から「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第22号平成22年4月13日）により改正された「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式を適用し、「その他負債」中の「資産除去債務」を内訳表示しております。

追加情報

(金融商品に関する会計方針)

前事業年度末から「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号最終改正平成20年3月10日）を適用しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式（及び出資金）総額 30,804百万円
2. 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）、使用貸借又は賃貸借契約により貸し付けている有価証券はありません。

無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により借り入れている有価証券、現先取引並びに現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券及びデリバティブ取引の担保として受け入れている有価証券のうち、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、（再）担保に差し入れている有価証券及び再貸付けに供している有価証券はなく、当中間会計期間末に当該処分をせずに所有しているものは20,019百万円であります。

3. 貸出金のうち、破綻先債権額は15,615百万円、延滞債権額は82,551百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

4. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権に該当するものはありません。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は43,023百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

6. 破綻先債権額、延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は141,191百万円であります。
なお、上記3. から6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

7. 手形割引は、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は562百万円であります。
8. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、参加者に売却したもとして会計処理した貸出金の元本の中間会計期間末残高の総額は、67,090百万円であります。
9. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 407,773百万円

貸出金 222,541

担保資産に対応する債務

コールマネー 80,000百万円

債券貸借取引受入担保金 163,920

借入金 203,900

上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金22百万円及び有価証券111,323百万円を差し入れております。

10. 当座貸越契約及び貸出金に係るコミットメントライン契約等は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、368,922百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが316,005百万円あります。
11. 有形固定資産の減価償却累計額 21,733百万円
12. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は12,007百万円であります。
13. 1株当たりの純資産額 252円61銭
14. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率（国内基準）は、15.66%であります。

(中間損益計算書関係)

1. 「その他経常費用」には、貸出金償却1,052百万円、貸倒引当金繰入額3,928百万円、オフバランス取引信用リスク引当金繰入額254百万円及び株式等償却13百万円を含んでおります。
2. 1株当たり中間純利益金額 9円82銭
3. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額 7円49銭

(有価証券関係)

中間貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権の一部が含まれております。

1. 満期保有目的の債券（平成22年9月30日現在）

該当ありません。

2. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式（平成22年9月30日現在）

時価のあるものは、該当ありません。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式及び関連法人等株式は以下の通りです。

	中間貸借対照表計上額（百万円）
子会社・子法人等株式	25,591
関連法人等株式	121
合計	25,712

3. その他有価証券（平成22年9月30日現在）

時価のあるものは、以下の通りです。

	種 類	中 間 貸 借 対 照 表 計 上 額 (百万円)	取 得 原 価 (百万円)	差 額 (百万円)
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	103	67	35
	債券	496,533	486,743	9,789
	国債	465,807	456,537	9,270
	地方債	3,696	3,587	109
	社債	27,029	26,619	409
	その他	303,355	295,205	8,149
	外国債券	248,031	242,753	5,277
	その他	55,324	52,452	2,871
	小計	799,992	782,017	17,975
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	969	1,113	△ 143
	債券	300,605	300,912	△ 306
	国債	269,925	269,941	△ 16
	地方債	6	6	△ 0
	社債	30,674	30,964	△ 290
	その他	121,086	124,125	△ 3,039
	外国債券	41,214	41,841	△ 626
	その他	79,871	82,284	△ 2,412
	小計	422,661	426,151	△ 3,490
合計	1,222,653	1,208,168	14,485	

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券は以下の通りです。

	中間貸借対照表計上額（百万円）
株式	51,883
その他	112,477
合計	164,361

4. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の時価のある有価証券について、有価証券の発行会社の区分毎に時価が著しく下落したと判断する基準を設け、当該有価証券の期末時価が著しく下落したと判断された場合、回復の見込みがあると認められる場合を除き、減損処理を行っております。

当中間会計期間における減損処理額は、4,228百万円（うち、買入金銭債権4,060百万円、外国債券168百万円）であります。

なお、時価が著しく下落したと判断する基準は、原則として、当該有価証券の期末時価が、取得原価または償却原価のおおむね50%を下回っている場合をいい、有価証券の発行会社の区分が以下のものについては、償却引当基準等において、次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%程度以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50%程度以上下落

但し、債券のうち発行会社の区分が正常先であるものについては、時価が取得原価に比べて30%程度以上下落した場合は、著しく下落したものと判断しております。

また、上記の基準に該当しない場合であっても、時価が一定水準以下で推移しているような銘柄については、原則として著しく下落したものと判断しております。

なお、破綻先とは破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは破綻先と同等の状況にある発行会社、破綻懸念先とは現在は経営破綻の状況にないが今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社、要注意先とは今後の管理に注意を要する発行会社であります。また、正常先とは、破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。

なお、当中間会計期間において、時価のあるその他有価証券のうち、処分予定のものについて、評価差損51百万円を損失処理しております。

(金銭の信託関係)

1. 満期保有目的の金銭の信託 (平成22年9月30日現在)
該当ありません。
2. その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外) (平成22年9月30日現在)

	中間貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差 額 (百万円)	うち中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの (百万円)	うち中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの (百万円)
その他の 金銭の信託	2,576	1,638	937	937	—

(注) 「うち中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳であります。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金損金算入限度超過額	58,059百万円
退職給付引当金損金算入限度超過額	5,717
減価償却超過額	4,366
有価証券償却超過額	39,159
税務上の繰越欠損金	65,856
その他	18,297
繰延税金資産小計	191,458
評価性引当額	△147,349
繰延税金資産合計	44,109
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△ 6,254
繰延ヘッジ損益	△ 2,357
資産除去費用	△ 301
繰延税金負債合計	△ 8,913
繰延税金資産の純額	35,195百万円